

LEADBRAIN TIMES

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

[DECEMBER 2020]

vol. 007

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレイン年末調整の変更
ポイントを解説！
連載全3回：最終回ものづくり・商業
・サービス補助金労災が起きたときのために
知っておきたいことMONTHLY FAVORITE
今月のお気に入り飲食店
食堂つつむ

今月のごあいさつ

有事のリーダーシップ

リードブレイン代表・皆川知幸

11月末日現在、国内の新型コロナウイルスの感染者数が連日のように過去最多を更新しており、第3波の到来といわれています。個人的には、相も変わらず感染者数の総数のみを取りあげて、ある一定の方向へ促すマスコミの姿勢には大いに疑問符がつきますが、このような危機的状況において求められるのが有事のリーダーシップです。一定の効果を示したGO TOキャンペーンの対応に対して、政府、自治体が経済活動と両立できるのかに苦悩しながら意思決定をしないといけない状況下であり、各人のリーダーシップについて大きな注

目的となっています。このような有事のリーダーシップは平時のリーダーシップとは違い、その時の状況に応じて、朝令暮改・トップダウン・スクラップ&ビルド等の対応を求められ、大きな批判を浴びる可能性がある意思決定となることが多いです。ただ、有事においてそれを実行できるかどうか、危機を乗り越えられるリーダーだと思います。**自分の信念を信じて、会社のため、社会のため、顧客のために思い切った意思決定をするべき時が、多くの企業に迫っているのではないのでしょうか？**

連載全3回

年末調整の変更ポイント③

財務

10月号からの年末調整の変更点をお伝えしていますが、今回が最終回です。令和2年度より変更となる主な内容は、大きく以下の6つになります。

制度上の改変

1. 給与所得控除の引き下げ
2. 基礎控除の見直し
3. 所得金額調整控除の創設

令和2年度より変更となる6つの項目の中の5と6を今回は解説します！

4. ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し
5. 配偶者、扶養親族などの合計所得金額要件の見直し
6. 申告書様式の変更

5. 配偶者、扶養親族などの合計所得金額要件の見直し

基礎控除や給与所得控除の見直しにあわせて、他の控除にかかる合計所得金額要件も改正されています。令和2年分以後の所得税について、同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生(以下「扶養親族等」といいます。)の合計所得金額要件が、**下表のとおりそれぞれ10万円引き上げられました。**

ただ、改正後も給与収入の要件に変更は無いため、**合計所得＝給与所得のみであれば、改正前後で該当・非該当に変動はありません。**給与所得以外の所得がある場合は、改正前と改正後でその扶養親族等の合計所得金額要件の判定が変わるケースがあるため、注意が必要です。

	改正前	改正後
同一生計配偶者	38 万円以下	48 万円以下
扶養親族	38 万円以下	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	85 万円以下	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38 万円超 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	65 万円以下	75 万円以下

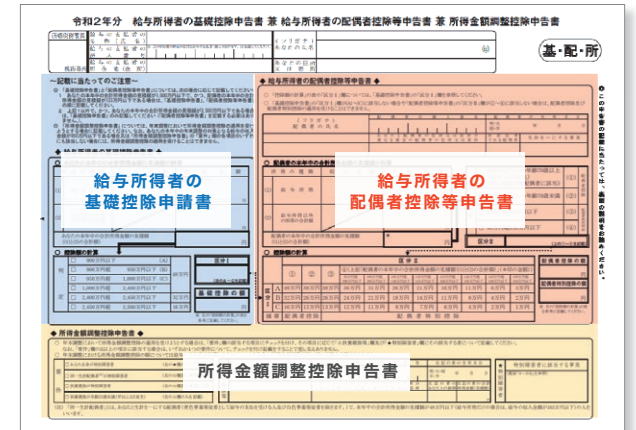
収入が給与のみの方については、特に影響がありません。



6. 申告書様式の変更

これまでの提出書類は「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」「保険料控除申告書」の3点でしたが、「配偶者控除等申告書」に、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」が統合され、**「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として、1枚の様式になりました。**

基礎控除は、給与所得者のほぼ全員が関係するため、配偶者がいなくてもこの申告書を提出する必要があります。



早めの準備をしましょう

令和2年分から年末調整の内容が大幅に変更され、「扶養控除等申告書」も様式が一部変更されました。特に今年年末調整が影響を受ける税制改正では、改正点を個別にみると税額に与える影響が非常に分かりづらくなっています。

書式の変更による提出漏れ、記入ミスなども例年以上に増える可能性があります。そろそろ業務が本格化してくる時期だと思います。今年の改正の内容や変更点を今一度確認し、スムーズに進められるよう準備をしましょう。

年末調整代行サービス

毎年面倒で手間がかかる年末調整。今年は法改正によって大幅に変更となり、煩雑化が予想されます。処理に不安があるご担当者様のご負担を軽減致します。ご相談ください。



代行業務報酬



年末調整基本業務

30,000 円 / 社



年末調整処理

600 円 / 人

令和元年度・令和二年度補正予算事業

ものづくり・商業・サービス補助金

※記事の内容は、2020年8月7日に発表された公募要領を元に作成しております。申し込みの際は必ず最新の情報をご確認ください。



「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

1,000万円または3,000万円※1

補助率1/2～3/4※2の補助金です

※1 「特別枠」は、事業再開枠50万円(10/10補助)の上乗せが可能(一般型のみ)、一般型は上限1,000万円、「グローバル展開型」は上限3,000万円です。

※2 特別枠A類型・小規模事業者は2/3、特別枠B・C類型は3/4

どんな経費が補助できる？

機械装置・システム構築費 	① 機械・装置、工具・器具の購入、制作、借用に要する経費 ② 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③ 改良・修繕又は据付けに要する経費 ※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。	外注費◎ 	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費
運搬費 	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費	専門家経費◎ 	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限)。)
技術導入費▲ 	知的財産権等の導入に要する経費	クラウドサービス利用費 	クラウドサービスの利用に関する経費
知的財産権等関連経費▲ 	特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等	原材料費 	試作品の開発に必要な原材料費及び副資材の購入に要する経費

▲: 上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1

◎: 上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1

※: 機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり

※特別枠では、広告宣伝・販売促進費も対象

※事業再開枠では、消毒・マスク・間仕切り等の感染防止対策費が対象

※グローバル展開型では、海外旅費も対象

⚠ 人件費や土地・建物の費用は補助対象外

どんな事業計画が必要？

付加価値額・賃上げ要件

右の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、**従業員に表明**していること。

※今般の新型コロナウイルスの影響を受けた事業者(特別枠に応募申請する申請の事業者)については、補助事業実施年度に感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です。

- 01 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加**
- 02 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加**
- 03 事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする**

申請に必要な書類は？

01 事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値目標等)

※ 様式自由、A4で10ページ程度
 ※ 特別枠は、新型コロナウイルス感染症との関係性の記載が必要

02 賃金引上げ計画の表明書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる計画に従業員が合意していることがわかる書面)

03 決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算書等)

04 その他加点に必要な資料^(任意)

成長性加点の場合:
経営革新計画承認書
政策加点の場合:開業届又は履歴事項全部証明書など

▼ 締切のスケジュール

4次締切:
【一般型・グローバル展開型】令和2年12月18日(金)
【特別枠・事業再開枠】公募については、4次締切にて最終となります。

5次締切:
令和3年2月頃

※変更の可能性あり

※11月6日(金)時点の情報です。それ以降のスケジュールについては、随時公式HPよりご確認下さい。

補助金活用サポートサービス

ものづくり補助金への申込みをお考えの方へ、以下サポートプランをご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

サービス内訳	費用(税別)	詳細
申請サポート	100,000円	事業計画内容をヒアリングし、申請に必要な事業計画書策定をサポートします。
補助事業フォロー その他ご相談等	交付決定額の10%相当額 (最低保証額70万円)	補助事業採択後から補助金受給までの期間でかわる補助事業に関するご相談、各提出書類策定等の支援を対応いたします。
事業化フォロー ※別途オプション	別途お見積り	事業化実現に向けて、事業推進のサポートと事業化状況報告支援を行います。

労災が起きたときのために 知っておきたいこと

労災が起きた時、どのような対応をすればいいか把握していますか？日常的に発生する業務ではないため、対応を確認することは少ないかもしれませんが、起きた時には迅速に適切な対応をする必要があります。いざという時のために、あらかじめチェックしておきましょう。



①会社の近くの労災指定病院を確認しておく

病院には、労災指定の病院と、労災指定ではない病院があります。労災指定病院の場合は、病院と労基署が直接やり取りをできるため、窓口での医療費の支払いなしで治療を受けることができます。

指定外の病院を受診した場合でも医療費の支給は行われますが、いったん10割の医療費を窓口で支払い、労基署に請求手続きを行うことになります。手続きの手間が増えることに加え、請求手続きから医療費の振込までには2か月程度かかるので、本人や会社に立替の負担がかかってしまいます。

労災が起きたらすぐ労災指定病院の受診を案内できるよう、事前に会社や支店の近くにある労災指定病院を確認しておきましょう。労災指定病院は右上のQRコード(厚生労働省のサイト)から検索できます。



②労災指定病院の窓口で「労災」だと伝え、健康保険証は使わない

病院を受診するときは、窓口で必ず「労災」だと伝えて、健康保険証は使わないよう従業員に伝えましょう。労災指定病院を受診しても、健康保険証を使ってしまうと労災保険ではなく健康保険で処理されてしまい、指定外の病院を受診した時と同じように、支払った医療費を労基署へ請求する手続きが必要になってしまう場合があります。

健康保険証は使わない！



③労災の申請書類の作成・提出が必要

労災保険の給付を受けるには申請書類の提出が必要です。労災指定病院を受診した場合は、作成した申請書類を本人から病院の窓口へ提出してもらいます。提出することで、病院と労基署で直接費用のやり取りをしてもらえます。

指定外の病院を受診した場合は、申請書類に医師から証明を受けた上で、病院の領収書と一緒に労基署へ提出します。労基署での審査完了後、指定した本人の口座に医療費が振り込まれます。

申請書類の作成に必要な情報

書類には主に以下の情報の記入が必要です↓

- ✓ 事業所・事業主の情報
- ✓ 被災した従業員の情報
- ✓ 災害の日時・原因・発生状況
- ✓ 災害発生の事実を確認した人の職名・氏名
- ✓ 傷病の部位・状態
- ✓ 受診した病院の情報 等

労災で従業員が休んだ場合の賃金

労災によるけがや病気で従業員が会社を休んだ場合、要件を満たしていれば、**休業の4日目から労災保険の休業補償給付(休業給付)を受けることができます。**最初の3日間は待期間期間となっていて、休業補償給付(休業給付)を受けることができません。業務災害による休業の場合は、この3日間の賃金を会社が補償する義務があり、平均賃金の60%以上を支給しなければなりません。通勤災害の場合は、会社の補償義務はありません。

クラウド労務サービス

面倒な労働保険・社会保険各種手続きを一括受任します。電子申請対応事務所なので、手間のかかる署名・捺印業務が大幅軽減できます。公文書等のやり取りも電子申請又はクラウド対応なのでスピーディーに対応できます。

アウトソーシング(手続き)業務

アドバイザリー顧問契約のお客さまのみ対象

事務代理・代行業務報酬(※1件につき)

1,000~5,000 円(税別)~

各サービスの詳細は別紙参照、もしくはお問い合わせください。

LB広報部チョイスの
今月のお気に入り店



今月の担当: H.Y

食堂つつむ (日ノ小路店)

夜のちょい飲みにも最適な居酒屋

サクッと気軽に立ち寄りしたい！肉汁たっぷりの焼売がお気に入り

日比谷国際ビルの地下にオープンした屋台村「ヒビコクチカシタ」の一角にある居酒屋さん。お店の雰囲気は昔懐かしい食堂をイメージしているそうで、スタッフの皆さんもとても温かく、アットホームな店内はホッと落ち着きます。15人ほどの飲み会で利用させて頂いたのですが、大人数でワイワイ楽しく飲み食いするにはもってこいの居酒屋さんでした。食堂つつむさ



んのおすすめはお店で丁寧に作り込んでいるという焼き餃子と焼売。肉汁たっぷりでジューシーな焼売は、1個でもかなり食べ応えのある絶品でした。お料理もドリンクも注文からすぐに出してくださるので、テンポよく飲み食いできる所もおすすめポイントです。ぜひ皆さんも食堂つつむさんの焼売を食べに行ってみてください！（今度は餃子食べに行きます！）

食堂つつむ

東京都千代田区内幸町2-2-3 日ノ小路

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

リードブレイン LINE 公式アカウント 好評配信中！

忙しい経営者のあなたへ /

- ✓ **最新のお役立ち情報**
をリアルタイムでお届け
- ✓ **1対1のLINEトークで**
いつでも気軽に相談



お友だち登録方法

[友達追加] → [QRコード]
→ 右のQRコードを読み取る

お友達登録はこちら /



事業者なら知っておくべき様々な情報を配信中！

LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士事務所
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-5-11 岩本町 T・Iビル 8 階
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3 階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845